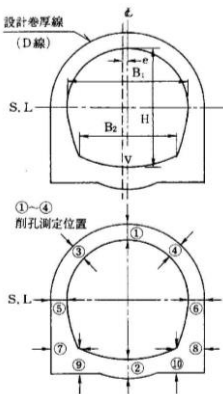
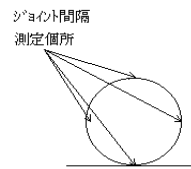
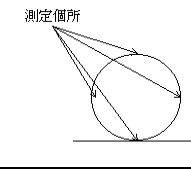
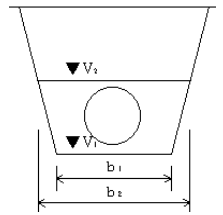


第12編 土地改良編

出来形検査基準規格値 (単位:mm)

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第12編 土地改良編	12-1 水路トンネル (支保工) (コンクリート覆工)	間隔 L	±75	(1)基準高、幅、高さ 延長100mにつき1箇所以上測定。 (2)厚さ (イ)コンクリート打設前の巻立空間を10打設長の割合で中間と終点を図に示す各点①~⑩で測定。 (ロ)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて10打設長の割合で端点(施工継手の位置)において、図に示す各点①~⑩の巻厚測定を行う。 ただし、上部半断面先進工法の場合④~⑦については、上半のセントルの間隔程度でよい。 (ハ)せん孔による巻厚の測定は、図の①は100mに1箇所、②~③は200mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上のせん孔による測定を行う。 ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督員の指示により間隔を拡げることができる。		土地改良に適用	
		幅 b (Bタイプ)	-0				
		(C、Dタイプ)	-40				
		基準高	±50				
		厚さ t	-0				
		幅 b	-40				
		高さ h	-40				
		中心線のずれe	直線				±100
			曲線				±150
		施工延長	L<150m				-150
	L≥150m		-0.1%				
	12-2	防護柵	施工延長 L	-200	施工延長200mにつき、1箇所以上測定。		土地改良に適用
	12-3	管水路 (RC管、PC管)	基準高	(注1) ±50	基準高については、施工延長100mにつき1箇所以上測定。 中心線のずれ、ジョイント間隔、ゴム輪位置については適宜測定。 (注1) 被圧地下水のある場所に適用		基準高の測定は管底を原則とする。ただし、φ1350mm以下又は管底での測定が困難な場合は管頂まで埋戻後の管頂でも良い。 中心線のずれの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。
				±30			
			中心線のずれ	±100			
ジョイント間隔			農林省監修土木工事施工管理基準による				
			施工延長	L<200m L≥200m			
12-4	管水路 (鋳鉄管、強化プラスチック複合管)	基準高	(注1) ±50	基準高については、施工延長100mにつき1箇所以上測定。 中心線のずれ、ジョイント間隔、ゴム輪位置については適宜測定。 (注1) 被圧地下水のある場所に適用		基準高の測定は管底を原則とする。ただし、φ1350mm以下又は管底での測定が困難な場合は管頂まで埋戻後の管頂でも良い。 中心線のずれの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。	
			±30				
		中心線のずれ	±100				
		施工延長	L<200m L≥200m				-200 -0.1%
			ジョイント間隔				農林省監修土木工事施工管理基準による
たわみ率	±5%						
12-5	管水路 (硬質塩化ビニール管)	基準高	±50	基準高あるいは埋設深については、施工延長100mにつき1箇所以上測定。 中心線のずれについては、適宜測定。		土地改良に適用 埋設深は基準高を規定していない場合に適用する。	
			施工延長				L<200m L≥200m
		埋設深	-50				
		中心線のずれ	±120				
12-6	管水路基礎	高さ (V ₂ -V ₁)	±30	施工延長100mにつき、1箇所以上測定。		土地改良に適用 基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。	
		幅	-100				

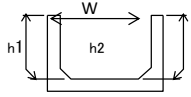
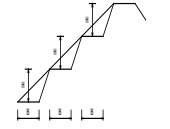
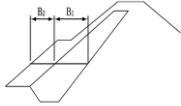
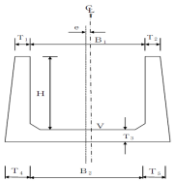
第12編 土地改良編

出来形検査基準規格値 (単位:mm)

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第12編 土地改良編	12-7 ほ場整備農地開発 U字溝BF水路	基準高	±40	施工延長200mにつき1箇所以上測定。			
		幅	$b < 1.0m$				-50
			$b \geq 1.0m$				-100
		接合	10本当たり				±50
		施工延長	$L < 200m$				-200
	$L \geq 200m$		-0.1%				
	法勾配	n	±0.1				
	12-8 ほ場整備農地開発 組立柵きよ工	基準高	±50	施工延長200mにつき1箇所以上測定。			
		幅	b				-40
		接合	10本当たり				±50
		施工延長	$L < 150m$				-150
			$L \geq 150m$				-0.1%
	法勾配	n	±0.1				
	12-9 ほ場整備土水路工	基準高	±100	施工延長300mにつき1箇所以上測定。			
		水路幅	b_1				-75
		天端幅	$b_2 < 1.0m$				-50
			$b_2 \geq 1.0m$				-100
		高さ	h				-75
施工延長		$L < 200m$	-400				
	$L \geq 200m$	-0.2%					
法勾配	n	±0.1					
12-10 ほ場整備農地開発土 砂道	基準高	±150	幹線道路:施工延長200mにつき1箇所以上測定。 支線道路:施工延長500mにつき1箇所以上測定。				
	幅	b				-150	
	路床厚	t				-45	
	施工延長	$L \geq 200m$				-0.2%	
$L < 200m$		-400					
12-11 敷砂利	幅	b	-100	施工延長300mにつき1箇所以上測定。		土地改良に適用	
	厚さ	t	-45				
	施工延長	$L < 50m$	-100				
$L \geq 50m$		-0.2%					
12-12 ほ場整備整地工 (水田)	基準高 (指定した時)	±150	3ha当たり1筆の割合で、10アール当たり3箇所以上測定。				
	表土深	-20%					
	均平度	±50					
12-13 ほ場整備整地工 (畑地)	基準高 (指定した時)	±200	3ha当たり1筆の割合で、10アール当たり3箇所以上測定。				
	表土深	-20%					
	均平度	±100					
12-14 ほ場整備畦畔工	畦畔高	h	-50	施工延長500mにつき1箇所以上測定。			
	畦畔幅	b	-50				
	法勾配	n	±0.1				
12-15 ほ場整備農地開発 暗渠排水工	布設深	-75	10本につき1本の割合で以下により測定。 上・下流端の2箇所、ただし、1本の布設長が100m以下のときは、中間点を加えた3箇所を測定。				
	間隔	L				±750	
	施工延長	$L < 500m$				-1,000	
		$L \geq 500m$				-0.2%	
12-16 農地造成 (山成畑)	幅及び長さ	±0.5%	1ha当たり1箇所以上測定。	指定した時	1ha当たりおおむね1箇所測定		
	耕起幅	±0.5%					
	基準高	±300	指示した時。				
	耕起深	(果樹)	-75			施工面積1ha当たり3箇所以上測定するほか、つば掘り1箇所以上を行い測定。	
(野菜)		-15					
12-17 農地造成 (テラス)	幅員	-150	テラス延長200mにつき1箇所以上測定。				
	耕起幅	-150					
	耕起深	(果樹)	-75			施工面積1ha当たり3箇所以上測定するほか、つば掘り1箇所以上を行い測定。	
		(野菜)	-15				
	土水路	幅	-75			ほ場整備土水路工に準拠する。	
		高さ	-75				
12-18 土壌改良	P H測定	±0.5	施工面積100ha当たり1箇所の割合で測定(深さ15cm)。改良剤散布後2週間以上経過してから測定する。				

第12編 土地改良編

出来形検査基準規格値 (単位:mm)

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
第12編 土地改良編	12-19 表面被覆工	高さ(壁高)	-30	施工延長100mにつき、1箇所以上測定。				
		幅	-30					
		延長	-200					
		厚さ	設計値以上					
	12-20 目地補修工	延長	幅	幅、厚さ 現場塗装工の基準を準用 a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	施工延長100mにつき、1箇所以上測定。			
			厚さ					
	12-21 頭首工 (本体)	基準高	天端幅等	±30	構造図の寸法表示箇所で、任意の部分を測定する			
			幅	エプロン部				-60
			厚さ	導流壁、エプロン部				-30
高さ			導流壁等	-30				
長さ				-100				
12-22 頭首工 (護床(異形)ブロック)	基準高	面積	±150	基準高については施工面積200m ² につき1箇所以上測定する。上記未满是2箇所測定する。				
			-0.2%					
12-23 ため池改修工 (堤体工)	基準高 V	堤幅 W	±100	施工延長おおむね40mにつき1箇所の割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。基準高は中心線及び各端部で測定。				
		法長 L	-100					
		施工延長	-200					
		段切り	高さ H				±100	
			幅 B				-150	
	ゾーン幅 B	刃金土	+500、-0 フィルダムコア盛立を準用	施工延長おおむね40mにつき盛土高さ2m上がるごとに測定する。				
		抱土					-100	
							土工盛土工を準用	
	12-24 ため池改修工 (洪水吐工)	基準高 V	幅 B	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のずれについては施工延長2スパンにつき1箇所の割合で測定する。箇所単位のものについては構造図の寸法表示箇所で、任意に部分を測定する。			
			厚さ T	±20				
高さ H			±30					
中心線のずれ e		直線部	±50					
		曲線部	±100					
スパン長 L		直線部	±20					
		曲線部	±30					
施工延長(又は長さ)			-150					

第12編 土地改良編

出来形検査基準規格値 (単位:mm)

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
第12編 土地改良編	12-25 ため池改修工 (樋管工) 同上付帯構造物 土砂吐ゲート等	基準高 V	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のずれについては施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。ジョイント間隔については、2本毎に測定する。箇所単位のものについては構造図の寸法表示箇所で、任意の部分測定する。			
		幅 B	-20				
		厚さ T	-20				
		高さ H	-20				
		中心線のずれ e	直線部				±50
			曲線部				±100
		施工延長 (又は長さ)	-150				
	12-26 共通工事 (UAV出来形管理技術及びTLS出来形管理技術の場合)	掘削	平場	標高較差 ±100	±150	<p>※図中の破線四角部 (法肩、法尻から水平方向に±50mm以内に存在する計測点及び標高方向に±50mm以内にある計測点) は、較差の評価から除く</p>	
			法面 (小段含む)	水平または標高較差 ±70	±160		
			天端	標高較差 ±100	±150		
		盛土	法面 (小段含む)	標高較差 ±80	±190		
			平均値	個々の計測値			
1. 個々の計測値の規格値には、計測精度として±50mmが含まれている。 2. 計測は天端面 (掘削の場合は平場面) と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 法肩、法尻から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±50mm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 4. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 5. 1工事につき1管理断面を出来形管理用T S等光波方式等を用い測定。							
ほ場整備工事 (UAV出来形管理技術及びTLS出来形管理技術の場合)	基盤造成、表土整地	平場	標高較差 ±50	±150			
		平均値	個々の計測値				
		1. 1工事につき1管理断面を出来形管理用T S等光波方式等を用い測定。 2. 「情報化施工技術の活用ガイドライン (農林水産省農村振興局整備部設計課)」を参照					
共通工事 (出来形管理用TS技術の場合) ほ場整備工事 (出来形管理用TS技術の場合) 管水路工事 (出来形管理用TS技術の場合)	測定項目は、出来形管理基準の第1編共通編及び第12編土地改良編 (12-1~12-25) に定められたものとする。	規格値は、出来形管理基準の第1編共通編及び第12編土地改良編 (12-1~12-25) に定められたものとする。	1. 1工事につき1管理断面を出来形管理用T S等光波方式等を用い測定。 2. 「情報化施工技術の活用ガイドライン (農林水産省農村振興局整備部設計課)」を参照	掘削、盛土、管水路、開水路の出来形測定対象点は下図のとおりとし、ほ場整備工事及び図示がない工種は、第1編共通編及び第12編土地改良編 (12-1~12-25) に定められた測定箇所とする。	<p>↓ : 土工における出来形測定対象点</p>		

注) 上記施工管理基準に記載のない工種については、第1編 第1章1-1-27 施工管理基準の規定に従う。